	て】 大阪市外へ引っ越す予定ですが、希望調査票の提出は必要ですか。	**します。** 市外へ転出することを空白部分にご記入ください。

● 《国立・私立等の学校について》

No.	質問	回答
9	【希望調査票の提出について】 国立・私立等の学校を受験する場合も、「学校選択制希望調査票」の提出が必要ですか。	**ご提出をお願いします。** 国立・私立等の学校の合否等結果により、本市の通学区域以外の学校を希望される場合は、その学校名を記入し、提出してください。
10	【希望調査票の記入について】 国立・私立等の学校名の記入は必要ですか。	**国立・私立等の学校名は記入しないでください。**希望校欄には、区内の希望校または小中一貫校の希望校をご記入ください。

● 《特別支援学級・支援学校について》

No.	質問	回答
11	【特別支援学級について】 特別支援学級（通学区域校・通学区域以外の学校）への就学を希望しているのですが、どのようにすればいいですか。	**通学区域の特別支援学級には必ず就学することができます。** **まずは通学区域校にご連絡ください。** そのうえで、通学区域以外の学校を希望する場合は、希望校へご連絡ください。 通学区域以外の学校を希望する場合は、抽選になることがあります。ただし、通学区域からの入学予定者が多い場合は、通学区域以外の受入可能人数が0となる（受入できない）場合があります。 ・現時点での受入可能人数は未定です。 （※11 月の希望調査結果公表時に、特別支援学級における受入可能人数を公表します。） ・事前相談については、14・15 ページをご覧ください。 ・希望調査票には、「◆確認事項」の「1．希望する小・中学校に就学相談しており、特別支援学級への就学を希望する。」に○をしてください。
12	【支援学校について】 支援学校への進学を希望していますが、どのようにすればいいですか。	・事前相談については、14・15 ページをご覧ください。希望調査票には、「◆学校選択制希望」の該当項目に○をつけ、「◆確認事項」の「1　現在、支援学校への就学を相談中（相談予定）である」に○をしてください。 ・令和 6 年 12 月に就学通知書を送付します。就学される支援学校が決まりましたら、改めて支援学校が記載

		された就学通知書が大阪府教育委員会より送付されます。

● 《希望変更・抽選等について》

No.	質問	回答
13	【希望校の変更について】 希望校の変更はできますか。	１１月１５日(金)～１１月２１日(木)までの期間に、１回に限り希望校の変更の受付を行います。 希望校の変更は東淀川区役所窓口サービス課（住民情報）１階５番窓口までお越しください。 ※郵送や電話での変更受付はできません。 ※変更期間を過ぎると、変更の受付はできません。
14	【受入れ可能人数を超えた場合について】 希望者が受入可能人数を超えた場合はどうなりますか。	通学区域外の希望者を対象に、１２月９日(月)に東淀川区役所４階会議室（予定）にて「公開抽選」を実施します。 ※抽選は職員が行います。保護者の方が立ち会う必要はありません。 ※通学区域からの希望者は必ず入学できます。
15	【抽選について】 抽選でもれたらどうなりますか。	**第１希望校での補欠登録となります。ただし、第２希望校の受け入れが可能な場合は、第２希望の学校への入学が確定します。** ※第２希望校への入学が確定した場合、「辞退」はできません。 ※第２希望校がある場合は、第１希望の学校への補欠登録は行われません。 ※第１希望の学校への補欠登録を希望する場合は、第２希望校を記入しないでください。
16	【抽選後の補欠登録について】 補欠登録されたらどうなりますか。	**国立・私立等の学校への入学や転出などにより空きが出た場合は、補欠登録順に繰上げを行い、第１希望の学校の入学予定者となります。** 期限までに繰上げが行われなければ、通学区域の学校へ入学することになります。

☆　学校選択制の必要な手続きや希望調査結果、抽選結果等については、
東淀川区ホームページに掲載する予定です。
右記から東淀川区ホームページをご覧になれます。　《東淀川区ホームページ》→